

令和 3 年

亀山市教育委員会 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 2月定例会会議録

1. 日 時

令和3年2月22日（月）午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	落 合 啓 介
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	武 内 早奈美
生涯学習課副参事（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	小 坂 博 文
教育総務課主幹（兼）施設・保健給食グループリーダー（以下施設GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 議席の決定について

教育長 委員の改任があったので、亀山市教育委員会会議規則第3条第1項に基づき議席を決定するため、くじ引きを行う。
(くじにて議席を決定し、各委員は議席順に着席)

7. 教育長職務代理者の指名について

教育長 教育長職務代理者の指名について、事務局の説明を求める。
総務課長 教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とあり、また、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項において「教育長は、教育委員会の会議において、教育長または委員の改選ごとに職務代理者を指名するものとする。」とありますので、教育長から職務代理者の指名をお願いします。
教育長 それでは、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項の規定により、教育長職務代理者に宮村委員を指名する。
(宮村委員承認)
(辞令交付)

8. 会議録署名者指名

1番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

2番委員 (吉 岡 洋 子 委員)

9. 教育長報告

教育長 (令和3年2月定例会教育長報告に基づき報告)
(質問はなく、教育長報告を終わる。)

10. 議事

教育長 議案第8号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第8号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、公開、非公開についてお諮りをお願いします。

教育長 議案第8号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、各委員に諮る。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

議案第8号「人事案件について」は非公開とする。関係職員以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(議案第8号は可決される。)

(退室した職員入室)

1 1. 協議事項

教育長 協議事項1「令和2年度学校給食の在り方にかかる検討について」説明を求める。

総務課長 (資料に基づき説明)

宮村委員 アンケートの5ページ6ページで、確認をしたいのだが、本文と示している表が一致していないという意見を出したが、前回下表のようになっていた部分、5ページの表1のようになっている部分で、2行目までの3つの数字は下の表で確認が取れるが、次の亀山中学2年生の数字が書いてあるが、この表から確認が取れない。表1のようだという書き出しでいくと理解できないと思う。6ページの中学2年生の保護者の59.6%という数字がどこから来ているのか分からない。他の数字も表と一致していないといけない。おそらくアンケート集計した数字から持ってきているのだろうが、この表を入れることで分からなくなるので抜いてもよいと思う。載せるのであれば表とは一致していないといけない。

若林委員 表1のようになっているが、文章中の数字は表を合わせたりすると数字自体は合っているので間違いではないが、表があると探してしまう。そこから読み解かないと数字にたどり着かない。誤解が生じない形にするべきだと思う。

教育長 これまでのご意見を尊重して正しい数字を分かりやすくと言っていた。どうするか。亀山中学2年生だけがどうして取り上げられるのか。

総務課長 亀山中学校と中部中学校を併記し、表と言葉を一致させるべきところ、このような記載となり、誤解を生むこととなっています。再度修正させていただきます。

教育長 基本的な部分での誤りと考えてよいか。

総務課長 はい。修正させていただきます。

教育部長 元々この結果概要の頭にアンケートそのものがありますので、その数字を持ってきています。表は残した形で文章を修正させていただきます。

教育長 報告書についていかがですか。25ページの協議経緯の表10回、11回、12回は予定です。今後については課題を拾い出した点についての協議を行います。今後の方向性の別紙が重要となってくるが、一旦まとめとしてこれでよろしいでしょうか。

宮村委員 25ページで、自校方式(①ア)とはどこのことか。10ページのことか。概ねこれでよいと思うが、26ページ中段の家庭からの弁当持参との選択肢の部分で、平成19年に、とあり、今後はデリバリー給食と弁当の併用は難しいのではないかと、となっているが、3ページの下に、亀山中学校・中部中学校2年生の保護者のいずれも約90%が全員喫食制の給食の実施を望んでいる意識とは一致していないとなっており、児童・生徒はそうでもないというアンケート結果から見ると、26ページで保護者が全員喫食制の給食を望んでいると書いてよいのか。むしろ、併用は難しいのではないかとこのことは今後の方向性の方に書き、これまでに弁当持参は長期的効果もあるという意見があったが、弁当持参について、どうしても持っていきたいけど持っていけない生徒、弁当を作りたくても作れない保護者への人権も考慮しなければならないとの意見もある中で、難しいという書き方はどうなのか。

総務課長 (①ア)等については5ページを指しておりますが、分かりにくいため削除させていただきます。

教育長 入れなくても分かりますので削除してよろしいか。

各委員 はい。

教育長 全員喫食制を望む声は高いが、弁当を望む声も少なくはない、

と3ページの下から8行目にあるように、複数回答にしているため、54.8%の生徒が弁当を望んでいるが、全員喫食性も望んでいる。子どもの声は半数ほどあるのに、弁当との併用は難しいとするのは矛盾していないかというご指摘です。

総務課長 考えました、という言い切りの表現となっていますので、弁当を望む子どもの意見があること、人権への配慮が必要だということ踏まえ、協議を行ったという形に変えさせていただきます。

大萱委員 今回は、方向性という部分まで踏み込み、それを踏まえて市として出すのか、まとめを行い方向性が一致すればそれをもって次の会議に行くのか。

教育長 本日はまとめのみです。26日に今後の方向性を提案させていただきます。

大萱委員 運営方法については今後の方向性の方に示していくのか。

教育長 運営方法について、時間を割いて十分な協議をしていないため、今後の方向性に入れるか入れないかを含めた協議となります。まとめが決定すれば修正できないかという訳ではなく、遅くとも3月24日にアンケートもまとめも方向性も決定したい。遡って修正は出来るが、運営方法までは突っ込んでいません。今、先の運営方法まで決めるのは難しい。

吉岡委員 中学生の娘にお弁当を作ってきたが、多くの保護者からどうして給食がないのかという声を聞きます。自校方式、センター方式の議論ですが、学校給食法等の勉強もしたいと思います。

教育長 全員喫食制の給食が望ましいという見解が示されている中で、それを進めるにあたり、課題を整理して議論をしています。法的には自校方式でもセンター方式でも構わない。デリバリー方式についても、国や県教委からは亀山市は給食を実施していると判断されており、法に反することはありません。

教育長 協議事項2「令和2年度小中学校卒業式及び幼稚園卒園式告辞について」説明を求める。

(事務局幼稚園修了証書授与式告辞朗読)

教育長 来賓は無しという形の縮小版となります。告辞と校長の話については有りとのことで校長会において調整を終えています。幼稚園卒園式告辞についていかがでしょうか。

概ねこれでよろしいでしょうか。

宮村委員 お茶の間10選だが、保護者に浸透しているのか。何のことか分からないということはないのか。保護者に対して知っていただいているという前提でよいのか。

参事生課長 期間をとらえ、就学前健診等で配らせていただき、今年度につきましては未就学児に対し10月の末に強化週間を設定し取り組んでいただいています。新1年生に対してもカード等を配付させていただいており、定着については大丈夫かと思えます。

大萱委員 幼稚園に限ったことではないが、関係者の方々に厚く御礼申し上げますという文言が入っているが、今回は来賓も地域の方も参加しないが、これで問題ないのか。

教育長 PTA会長やコミュニティスクール会長は来ていただくのではないかと思う。

大萱委員 それは学校の判断なのか。

学校課長 学校の判断において、来賓ではない形で学校関係者として参加されることが考えられます。

教育長 次に小学校をお願いします。

(事務局小学校卒業証書授与式告辞朗読)

教育長 2つ目の段落で、この1年間は新型コロナウイルス感染症拡大のために臨時休校になりました、とあるが、臨時休校になった時期もありましたというように修正してください。

次に中学校をお願いします。

(事務局中学校卒業証書授与式告辞朗読)

若林委員 素晴らしい告辞だと思います。当日読み上げるとのことですので、4つのCの正しい発音を後ほど示していただきたい。

宮村委員 参考までに、この単語は中学校で習う単語か。

学校課長 おそらく中学校以上のものが入っていると思われます。

宮村委員 中学生に言って分かるのだろうかと思う。新型コロナウイルスに関して学校生活が変わったことについて触れなくてもよいのか。

学校課長 文言を短くしなければならないという点から、みんなで工夫し考えて乗り越えてきたという文章になっています。

宮村委員 最後から2番目の段落の最後で、読み返してください、とあるが、思い出してくださいの方がよいのではないか。

教育長 新型コロナウイルスの話題は小学校については真ん中に据えて

いるが、中学校については小学校と同じになりますので、最初の校長の話で出るだろうということで、中学校については敢えてこの話題としました。4つのCという言葉を送ります、ではなく、4つCを送ります、でどうか。ゆっくり丁寧に顔を見て言っていただき興味を引く。何か工夫できるか検討してください。

大萱委員 興味をそそるような内容でよいと思うが、3番目の段落で、3行目、都会に出てきたとあるが、違和感がある。シカゴで生まれて都会に出てきたということだがシカゴも都会である。シカゴの部分を取っていいのではないか。あと、様々なキャラクター商品を通して、とあるが、商品という言葉無くした方がよいと思う。

教育長 17歳になり本格的に漫画家を目指しました、でよいのではないか。

教育長 協議事項3「亀山市図書館サービス実施計画（案）について」説明を求める。

（参事生課長詳細説明）

（図書館長図書館サービス取組内容詳細説明）

宮村委員 7ページの（6）に関連するが、駅前に建設するのであるから、市民だけではなく市外から訪れる人も利用できる図書館で、にぎわい空間を創出する一助になる。以前に図書館の相互利用の取組を考えていただきたいと言ったが、ここに触れることは出来ないか。そして、成果指標が書いてある部分の、保育所、幼稚園への司書派遣回数だが、司書を派遣していくとなるとマンパワーが必要となるが、新図書館の運営計画の中で、この数字を出していつて大丈夫か。

若林委員 4ページの（3）だが、講演会というのは現在あるものを図書館と連携させていくことを想定しているのか、別のものを考えているのか。図書館という場所を提供するという意味なのか。5ページに、令和4年が調整になり、その後実施となっていたためどのように考えているのか教えてほしい。13ページの計画実現のために、の部分の2と3で、開館までは図書館運営委員会で話し合っていくということだが、その後は新たな課題に対する意見を聴取する期間を設け定期的に点検評価を受ける、とあり、3にも、新たな課題に対する意見を聴取する機関に報告し、とある。新し

い機関というのはどのようなものを予定しているのか。

教育長

まず、図書館の相互利用についてお願いします。

図書館長

7ページ(6)ですが、一般の方々に対する参考資料や情報の提供のほか、読書バリアフリーに関係する、本を読むことに障がいのある方への提供について設けた項目ですが、整備推進委員会では内容が繁雑であるため、整理するようご指摘をいただいています。委員ご指摘の相互利用につきましては、近隣自治体の方々に多く利用していただけるような項目については亀山市立図書館管理運営の基本的な方針にお示ししております。

教育長

管理運営方針の方に記述してあるということですね。

図書館長

そうです。

教育部長

昨年度に策定いただいた、管理運営の基本的な方針の部分に、利用者に関しては、隣接する鈴鹿市、津市、伊賀市、甲賀市にお住まいの方については、利用カードをお作りいただけるということで積極的に来ていただくということになっています。

教育長

12ページの、司書の人数が定まっていない中でここまで記載してよいかということについてお願いします。

参事生課長

今後開館に向けてこの計画に基づきこれだけのサービスを実施してく中で、どれだけの人員配置、組織体制が必要かということはこの計画に基づき、市内部で来年度協議していく計画をしています。これが基本になり、人事、財政と協議の上、準備を進めていく予定です。

教育長

人数を決められてから何ができるかではなく、したいことを明示し、体制を決定していく流れに持っていきたいということです。次に講演会についてお願いします。

図書館長

講演会についての整理としましては、図書館を利用しやすいようPRをしていくことについては図書館側が利用講座を開催させていただくことを想定しています。ご指摘の件につきましては、多文化共生に関する部門との連携を行い、図書館の場所や情報を使って、共に課題解決に向けた計画を考えています。

教育長

他部署と連携しながら進めていくということによいか。

図書館長

はい。

教育長

新たな機関についての説明をお願いします。

参事生課長

今後、図書館の条例について整備する必要があります。現在、

図書館の運営については、運営委員会ということで要綱設置の第三者機関を設置しています。今回新図書館建設にあたり、図書館法に基づく図書館協議会の設置を条例整備の中で検討しております。現行の運営委員会もありますし、整備推進委員会もありますが、新たな審議会を設置する方向で考えている中でこのような表現となっています。

若林委員 現在の図書館でしていただいていること以外のものを新たに作るということか。

参事生課長 運営委員会の中で評価を行っていただいているため、内容はそれほど変わらないですが、位置づけを変えます。任意の委員会であったものを法定の協議会とし、施設を充実させるにあたり中身についても充実させたいとのことで、委員会を再編する形で考えています。

教育長 運営委員会をやめて、格上げした組織を設けるということです。

大萱委員 管理運営の方は方針に定められているが、運営は、指定管理か直営かの点について、どこまで方針に定められているのか。

参事生課長 基本的な方針の中では、直営で一部委託ということです。どこまでの業務について委託するかということについて、サービス計画の内容と照らし合わせて協議を進めていきます。

大萱委員 直営プラス一部委託という形ですね。4ページの取組の(8)で、連携した読書活動の推進で、具体的にどのようなことを行うのかお聞きしたい。

図書館長 高等学校と詰めた話をしていかなければなりません、今のところ想定していることは、入学生や在校生に図書貸出券を作っていただく取組や高等学校の図書館との連携を進めていけたらと考えています。

大萱委員 図書館利用講座の開催、とあるがどのようなことか。

図書館長 新入生に図書貸出券をお渡しする際に、決まりをお伝えしたり利用教育についてお伝えしたりすることを想定しています。

大萱委員 亀山高校ならそこへ出向いて行き作っていただくということか。

図書館長 行かせていただくことを基本に考えています。あるいは図書館見学や図書館フォーラム等で連携しながら利用教育をさせていただきたいと考えています。

教育長 高校生の利用が少ないとの現状を受け、駅前に建設するのであ

ればこの機会に利用を増やしたいという思いがある。

図書館長 例え、図書館が高校生にYA新聞を作ってもらうサポートをしたり、高校生がお勧めする本を紹介したりといった様々な取組を考えていきたいと思えます。

大萱委員 開館時期は予定通りか。

教育長 令和5年1月開館予定です。コロナ禍で遅れた部分、組合の設立等の関係で駅前再開発の方も大きな影響を受けています。

参事生課長 令和5年の開館とのことで市長のマニフェストにも記載があります。何月というところまでは公表されていませんが、市制記念日もありますので1月を想定し目指しています。

教育長 読書手帳、読書通帳の発行を行う図書館が多いが、それを検討していただきたい。

図書館長 子どもたちだけでなく、大人の方にも利用していただきたいので検討していきます。

教育長 4ページの開架閲覧機能ですが、学校図書館との相互貸借や(6)にも保育園や幼稚園、(7)には学校、(8)には高等学校を別建てで記載しており、学校や子どもに関することがほぼ大半を占めている。幅広い年齢の市民に利用していただくための開架閲覧機能に広げていただきたいため、読書手帳について言いました。12ページの成果指標に貸出冊数、来館者数の目標は明記されていないが、よろしいでしょうか。貸し出し冊数、来館者数について明記しなかった理由をお願いします。

参事生課長 整備基本計画を具現化する計画ということで、具体的なサービスの実施を記載する計画となっています。その中で、成果指標について、どのようなサービスをどれだけ行うかに視点を置き、指標を設定しています。来館者数、貸出冊数、登録者数が目標として必要となってくる場所ですが、基本整備計画で示していますので、この計画の中では敢えて記載していません。

教育長 サービス計画ですので、サービスの内容に則した評価指標にしているということです。

教育部長 来館者数、貸出数等の目標につきましては、整備基本計画に記載しております。目標について、貸出冊数は55万冊、利用登録者数は3万5千人、来館の利用者数は23万人となっています。

教育長 基本計画に挙げてあるが、それを何年で行うか設定しているの

か。

教育部長

将来的に最終的に目指す数値です。

教育長

運営委員会に代わる格上げした委員会の任命や委嘱は教育委員会の議決事項であると思うがどうか。

参事生課長

スケジュールについて再度作成し直していますが、早い時期に条例の整備が必要だと考えており、教育委員会に案をお示しし、承認をいただいた後、議会へ提出する進め方となります。

教育長

委員の議決については教育委員会で行うこととなるのか。

参事生課長

委員につきましては、条例に基づき委嘱される委員は教育委員会の議案事項になっています。選任については教育委員会の承認を経ることとなります。

教育長

新図書館になっても、来館者数や貸出冊数の報告は教育委員会に挙がってくるということによろしいか。

参事生課長

その通りです。

教育長

教育委員の方々に指摘事項等を出していただくということになります。意見をお聞きする場ですので、お気づきの点を言っただけであれば最終来月までは修正させていただきます。吉岡委員、何かありますか。

吉岡委員

保護者としての意見ですが、子育て支援に関わっていることもあり、子どもや赤ちゃん、障がいをお持ちのお子様をお持ちの方に対し、託児場所があることが理想です。気兼ねなく図書館に通えるようにすることが、子育てに力を入れている亀山市をアピールすることにもなる。そこでボランティア団体を使っただけでもできると思います。

図書館長

赤ちゃんや小さなお子様をお持ちの方、障がいを持たれて場の雰囲気慣れない方もいらっしゃいますが、それらの方々が普通に図書館に来ていただけるようにと思っています。例えば現在、第4木曜日の午前中には赤ちゃんタイムを設け、赤ちゃんが泣いても気兼ねなく利用いただけるような取組を行っています。あいの障がい部門と連携し、療育相談の場に出向いたり、障がいをお持ちのお子様や発達につまずきのあるお子様に向けた絵本等の紹介を行ったりしています。新図書館には2階の児童コーナーの一部に静音室を設けており、泣いた赤ちゃんをお連の方が利用できる場を設けています。障がいをお持ちの方で雰囲気慣れな

い方もそこで場に慣れていただくこともできると考えています。

教育長 地下から4階までのレイアウト図案を吉岡委員にお渡ししてありますか。

吉岡委員 いただいています。

教育長 2階は子どもや子育て中の保護者に配慮された空間になっています。

12. 報告事項

教育長 報告事項1「学校における卓上シールドの扱いについて」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「「亀山にまつわる人・もの・こと」副読本について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「亀山市における教育の情報化推進について」説明を求める。

(学校課長長詳細説明)

宮村委員 20ページで、令和3年度から導入したタブレットで運用するため以下のような課題がありました、とあるが、文章としてどうなのか。年度が違っているのか。

教育長 意味と実情と合うよう修正してください。

若林委員 別冊子の14、15ページで、コロナ禍でゲーム等をしている子どもが多く、学校でタブレット等を使用するご時世において、テレビ放送でも低年齢から視力が落ちている子どもが多くなっている注意喚起がされているのを見たため、保健指導については十分行っていたきたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5 「「亀山市学校教育ビジョン」改定のためのアンケート調査結果について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6 「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7 「教育委員会行事報告及び予定表にについて」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

11. 閉会

午後12時15分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員